

* 寄附金控除により減額される税金の目安(対象:個人寄附)

あくまで目安ですので、一つの参考としてご覧ください。

収入 寄附金額		課税所得 500万円	課税所得 1,000万円	課税所得 2,000万円	課税所得 3,000万円	課税所得 5,000万円	課税所得 1億円
5万円	税額控除	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
	所得控除	9,600	15,840	19,200	19,200	19,200	19,200
10万円	税額控除	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200
	所得控除	19,600	32,340	39,200	39,200	39,200	39,200
20万円	税額控除	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200
	所得控除	39,600	65,993	79,200	79,200	79,200	79,200
50万円	税額控除	143,125	199,200	199,200	199,200	199,200	199,200
	所得控除	99,600	164,340	199,200	199,200	199,200	199,200
100万円	税額控除	143,125	399,200	399,200	399,200	399,200	399,200
	所得控除	199,600	329,340	399,200	399,200	399,200	399,200
200万円	税額控除	143,125	441,000	799,200	799,200	799,200	799,200
	所得控除	369,800	559,540	799,200	799,200	799,200	799,200
500万円	税額控除	143,125	441,000	1,301,000	1,999,200	1,999,200	1,999,200
	所得控除	369,800	991,100	1,789,340	1,999,200	1,999,200	1,999,200

●税額控除(新たな寄附金控除制度・平成23年4月以降のご寄附に有効です)

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$【(寄附金合計額(※1) - 2,000円) \times 40\% = 控除対象額(※2)】$$

※1 寄附金額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※3 税額控除に関しては、平成26年1月1日現在、当法人は、要件を満たしていない為、参考として掲載しております。

●所得控除(これまでの寄附金控除制度)

以下の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得から控除されます。

$$【寄附金合計額 - 2,000円】$$

※ただし、年間所得の40%に相当する額が限度となります。

詳しくはお近くの税務署もしくは、担当税理士にお尋ねください。



* 寄附金により減額される税金の目安(対象:法人寄附)

法人の寄附金に対する損金算入限度額の計算が平成24年4月1日開始事業年度より変更になります。

①一般の寄附金の損金算入限度額

【資本金等の額 × 当期の月数/12 × 2.5/1000 + 所得の金額(寄附金控除前) × 2.5/100】 × 1/4

②特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

次のいずれか少ない金額

(1)特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2)特別損金算入限度額

【資本金等の額 × 当期の月数/12 × 3.75/1000 + 所得の金額(寄附金控除前) × 6.25/100】 × 1/2

注:特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金に含めます。

参考例:寄附をする法人が、

①資本金等の額	5, 000万円
②所得金額(寄附金控除前の金額)	5, 000万円
③特定公益法人に対する寄附金の額	500万円
④平成24年4月1日以後開始事業年度場合	

と仮定致しますと、先ず、①特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額は、1, 656, 250円となります。

尚、寄附金との差額3, 343, 750円は、一般の寄附金の額に含めて、限度額計算されます。

そう致しますと、343, 750円が、②一般寄附金分の損金算入限度額となります。

※詳しくは、お近くの税務署もしくは、担当税理士にお尋ねください。



* 寄附金により減額される住民税の目安(東京都のケース)

対象法人	①都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 ※お住まいの都道府県・市町村の条例をご確認下さい。 当法人は、東京都条例において控除対象とされており、都民の方は都民税の控除(4%)の適用を受けることができます。
控除額 (税額控除)	(寄附金(※1)-2千円) × 10%(※2) ※1 対象となる寄附金の上限: 総所得金額等の30% ※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出。 ・都道府県が指定した寄附金は4% ・市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

参考例: 寄附をする個人が、

①所得金額(寄附金控除前の金額)	5,000万円
②特定公益法人に対する寄附金の額	100万円

と仮定致しますと、寄附金(100万円)-2千円 × 4% = 3万9,920円が都道府県住民税額から控除されることになります。

※都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%が控除されますので、控除額は9万9,800円となります。

※詳しくは、お近くの市・区町村役所にお尋ねください。

